

千葉県「介護事業所の業務改善研修」受講・「伴走支援事業所」募集要項

1. 目的

急速に進む高齢化によって介護需要が高まる一方、人口減少から介護人材の大幅な不足が見込まれており、介護事業所における生産性の向上は喫緊の課題となっています。介護事業所においては、事業所の課題を踏まえて、業務改善策を検討し、介護ロボットやＩＣＴなどのテクノロジーを効果的に活用するなどの業務改善を行いながら、介護の質の向上を図るとともに、介護業務の負担軽減や働きやすい職場環境づくりを進めていくことが求められています。こうしたことを同時に実現し、今後の本県のモデルとなる介護事業所の姿を示し、他の事業所に普及させていくことを目的に本事業を実施いたします。

2. 事業内容（時期については、予定）

①「介護事業所の業務改善研修」の実施

- ・年に４回、業務改善に関する研修を実施いたします。４回の研修は一連のプログラムであるため、すべてのプログラムに参加をお願いいたします。

- ・各研修プログラムには、事業所の管理者および現場スタッフ（リーダークラスの参加が望ましい）の２名での参加となります。なお、各研修プログラムの参加者は同一の方としてください。

※３名以上で参加したい場合は、その旨を申請書に記載ください

- ・参加事業所は各研修プログラムの内容を踏まえて、業務改善活動を実施するようお願いいたします。

【研修内容】

第１回研修プログラム「現場の課題の見える化しよう」（７月中旬）

→因果関係図づくりのワークショップを実施します

第２回研修プログラム「実行計画を立てよう」（８月上旬）

→第１回研修プログラムの課題を踏まえ、実行計画作成のワークショップを行います

第３回研修プログラム「改善活動に取り組もう」（１１月上旬）

→実行計画の振り返りやマニュアル・手順書・ルールづくりのポイントを考えます

第４回研修プログラム「改善活動・実行計画を振り返ろう」

→これまでの活動を成果発表形式で振り返り、次年度に向けての取り組みを考えます

②「伴走支援事業」の実施

- ・希望事業所には、研修プログラムの参加に加えて、県が業務委託するコンサルタントの協力のもと、以下の内容を実施いたします。

・本事業におけるコンサルタントの費用については、県が負担します。

(1) 課題分析(7月～8月) コンサルタントと協議を行い、課題分析を実施します。

(2) 業務改善活動の検討(8月～9月) 課題に対する業務改善計画を策定します。

(3) 業務改善活動の実施(9月～1月) 業務改善計画に基づき、業務改善活動を実施します。なお、介護ロボット及びICTの導入にかかる費用については伴走支援事業所の負担としますが、「千葉県介護ロボット導入支援事業費補助金交付要綱」及び「千葉県介護サービス事業所ICT導入支援事業費補助金交付要綱」を活用することができます。

(4) 効果検証・報告(11月～2月) 業務改善活動の効果について検証を行い、「介護事業所の業務改善研修」第4回プログラムにて成果発表を行います。また、県が開催する成果報告会に出席し、講演を行う場合があるなど、県の求めによりその成果を報告いたします。

(5) 施設見学会の開催【随時】 県内の介護サービス事業者等が実際の現場を見学し、課題分析、業務改善等の方法について見識を得られるよう、施設見学会を開催いただきます。

3. 事業実施期間

本事業の実施期間は、選定の日から令和7年3月末までとします。

4. 募集事業所及び募集数

- ・介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、千葉県内に所在する介護事業所
- ・「介護事業所の業務改善研修」への参加は40事業所程度とします。
- ・上記研修プログラムの参加に加え、「伴走支援事業」も実施する事業所は上記のうち20事業所程度とします。

5. 応募資格

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた、千葉県内に所在する介護事業所で、かつ2の「事業内容」を実施できること。

※5月下旬に「千葉県介護業務効率アップセンター」のホームページに掲載される「千葉県介護業務効率アップセンター 業務改善研修プログラムキックオフセミナー動画」を視聴したうえでお申し込みください。

6. 提出書類

本事業に応募する者は、以下の書類正本1部を提出すること。なお、申請に必要な経費は申請者の負担とします。

(1) 介護現場の業務改善研修および伴走支援に関する申請書 ア 介護現場の業務改善研修および伴走支援に関する申請書(様式1) イ 事業計画書(様式2)

(2) 事業者概要 ア 法人定款 イ 建物平面図 ウ その他(組織図、パンフレット等)

- (3) 提出期限 令和6年6月17日(月) 17時00分 必着
- (4) 提出方法 電子メール
- (5) 提出先 千葉県介護業務効率アップセンター 伴走支援係
〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 6階
E-mail : kaigochiba@kaigo-center.or.jp

7. 選考方法

(1) 事業所の選定

事業所の決定に当たっては書面審査を実施します。(2)に示す審査項目のほか、地域バランス等を含めて総合的に判断します。選定結果については、全ての応募者に書面で通知いたします。

(2) 審査項目

- ア 事業を実施する上で十分な組織体制であること。
- イ 事業内容・事業趣旨を十分に理解していること。
- ウ 事業所での取組が県内の見本となる意欲が十分であること。

8. スケジュール

日程	内容	令和6年6月17日(月)	申請書の受付期限
		令和6年6月下旬	研修参加および伴走支援事業所の選定通知
		令和6年7月2日(火)	事業説明会に参加

9. 申請の取り消し

次のいずれかに該当する場合には、申請を受け付けないこととします。また、事業所として決定後、次のいずれかに該当することとなった場合、又は該当していたことが明らかになった場合には、その決定を取り消しいたします。

- (1) 応募資格の各項目を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 破産等、補助対象事業の履行が困難と認められるに至った場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、申請及び事業の実施に当たり著しく信義に反する行為があった場合

10. その他

- (1) 申請は、同一事業者であっても、県内に複数の対象事業所を有する場合は、それぞれの事業所において申請が可能なものとします。

(2) 施設見学会等において使用する資料に係る印刷製本費等、当事業により発生する費用は事業所の自己負担とします。

(3) 申請書は、本事業の事業所選定以外の目的に使用しない。ただし、千葉県 情報公開条例に基づき公開する場合があります。

11. 問合せ先

千葉県介護業務効率アップセンター 伴走支援係

〒260-0013 千葉市中央区中央 3-3-1 フジモト第一生命ビル 6 階

電話：043-216-2011

E-mail：kaigochiba@kaigo-center.or.jp